

 支援者・関係者の方へ

児童養護施設などで育った若者は、18歳を迎えると、施設や里親の家庭からの自立が求められます。

区は、生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り開いていけるよう、都児童相談所と連携し、生活や居場所の支援などを行います。

 「ささえる」
生活の支援

生活支度金や、退所後5年間にわたり、家賃と光熱水費を補助します。困窮し、住む場所がなくなった場合には、一時的に住まいを提供し、生活の立て直しを支援します。

 「つながる」
居場所の支援

定期的に若者が交流できる場の提供や、住まい・就職に関する相談を行います。LINE相談や弁護士による法律相談も行います。



くわしくは、裏面へ

 「つたえる」
周知・啓発

里親と里子を支援する団体と協働し、講演会などを通じて支援の必要性について理解を広めていきます。



都区連携

都内初

ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト

区ホームページでもご案内しています▼

▶プロジェクトについて、詳しく知りたい方は下記まで、お気軽にお問い合わせください。（プロジェクトへの指定寄付も承ります。）

（担当）練馬区 子ども家庭支援センター 若者支援係

TEL 03-3993-1051 月～金曜 8時30分～17時15分



児童養護施設・里親家庭で育った区内在住のみなさんへ

(満 29 歳までの方)

あなたを応援する 居場所があります



金

→ 17 時～20 時

社会的養護を経験した仲間と
自由に集い、交流できます！

事前の予約や申込は不要です。下記まで直接来てください♪

居場所は
ココ！



さらに

月 火 水 土 → 10 時～17 時 は 相談窓口

仕事を続けるためのアドバイスや、生活するうえで困ったり悩んだりしていることがあれば、あなたの話を聴きながら、専門スタッフや弁護士が、あなたの「いまとこれから」をサポートします！